



米国刑事調査における 司法妨害・証拠隠滅リスクの再考

～実例解説およびテクノロジーを用いた訴訟ホールドプロセスの高度化について～

制作/レクシスネクシス・ジャパン広告出版部

いま、日本企業が海外当局による調査や海外での訴訟に巻き込まれるケースは少なくないが、訴訟ホールドプロセスの不備や不徹底により、そもそもの調査や訴訟の対象たる事項とは別に、法外な制裁金を課されたり、「司法妨害」として刑事起訴されてしまうおそれがある。こうした司法妨害・証拠隠滅リスクを企業はどう捉え、どう対策をとるべきか。二人の専門家が企業の疑問に答えた。

Program1 最新ソリュションを用いた 訴訟ホールドプロセスの高度化

■訴訟ホールドは企業の「義務」
「米国における証拠隠滅リスクは、企業に甚大なダメージを与えかねない深刻なものです。金銭的制裁のみでなく、場合によっては訴訟そのものの成否を左右しかねないため、訴訟ホールドは企業の義務」と捉え、平時から会社としての標準プロセスを確立すべきです。Epiq Systems 合同会社（以下「Epiq」）リーガルテクノロジー事業部長の吉田卓氏は語る。吉田氏はまず、2018年のEPAC Technologies, Inc. など

の事例をもとにあるべき訴訟ホールドの実務を解説した。

「訴訟ホールドでは適時適切に関係者に情報の訴訟ホールド指示（業務命令）が通知され、調査や訴訟が終了するまでの間、意図的な証拠隠滅を防ぐのはもちろんのこと、メールの自動削除やデータ移管、職員の退職・転職に伴うPCの初期化などで不用意にデータを消してしまふことのないよう、細心の注意を払わなければなりません」

関係者への通知も、1回だけの一方的なものであってはならず、各人からの通知へのAcknowledgement/了承確認や、事案に関連する情報の保管状況等に関わる質問状の送付・回収、定期的なりマインドなどを行わなければならない。また、証拠隠滅リスク回避のため、情報システム部と連携を図り、関連データが保管されている情報ソースを漏れなく特定し、保管状況やアーカイブ、バックアップの状況を正確に把握する必要があるなど、トレーニング業務は非常に煩雑だ。

■担当者の負担と実務の抜け漏れを防ぐ高度ソリュション
こうした担当者の負担を軽減するソリュションとして、吉

田氏はEpiqが提供しているRelativity Legal Holdを紹介した。

「Relativity Legal HoldはEpiqの都内データセンターにてホスティングされているウェブベース・ソリュションで、各会社の人事システム情報をほほそのまま活用することができるなど、高いカスタマイズ性が特徴です。複数の調査や訴訟を併行して管理し、誰がどの案件のホールド対象者なのか、どの対象者にどのような通知やリマインド、アンケートを送るか、また、当該通知やアンケートに対し、対象者がどのような返答をしているかといった情報を一元管理し、訴訟ホールド業務プロセスを一部自動化することが可能です」（吉田氏）

こういった高度なソリュションの活用により、管理漏れなどのリスクも軽減できる。同システムは比較的低予算、かつ短期間での導入が可能な点も魅力の一つだ。このほかにも平時からの企業内情報を統治するInformation Governance (IG) を目的としたソリュションを同社は提供しているという。訴訟ホールド実務の高度化を考える企業には有益な情報だ。

■平時からのIGが重要

最後に吉田氏は平時からのIGの重要性を以下のように述べた。「どのような部署でどのような情報システムを使用しているか、どのような基準でデータを保存、削除しているのかなどを平時から漏れなく把握しておくこと、また、こうした把握のために複数の部門と垣根を越えたクロスファンクショナルな社内体制を構築しておくことは、万が一の調査や訴訟を見据えた対応として極めて重要です」（吉田氏）

Program2 米国刑事調査および民事訴訟における司法妨害・証拠隠滅リスクとその予防策と防御戦略

■自動車部品カルテル事件における司法妨害

続いて登壇したのは、レイサムアンドワトキンス外国法共同事業法律事務所パートナーの吉田大助（ニューヨーク州弁護士）。吉田弁護士はまず、2010～17年にかけて多くの日系企業が起訴された自動車部品カルテル事件を例に、米国刑事調査における司法妨害について解説した。

「自動車部品カルテル事件では、

一部の企業や企業幹部が証拠隠滅による司法妨害で起訴されています。うち、司法妨害のみで起訴された2名は有罪を認め、実刑を受けました」（吉田弁護士）
企業犯罪における司法妨害による起訴の多くは、18 U.S.C.（米刑法）§1512(b)(2)(B)における他者への証拠隠滅の指示と、§1512(c)(1)と§1519における自らの手による証拠隠滅を根拠とされる。

「特に注意すべき§1519は、§1512(c)(1)でカバーしきれない妨害を広くカバーするために設けられた条文で、文言の使い方にも特徴があります。例えば、§1519の「事件に関連してまたは想定して」という文言は、企業側の行為が、それが妨害の意図をもって行われたものでなかったとしても、司法妨害であると認定されてしまう余地を与えているのです」（吉田弁護士）

自動車部品カルテル事件において司法妨害で実刑を受けたある企業の幹部は、当該カルテルが始まる前の数年前の時点での別のカルテル調査に関する記事を見て社内

に発した注意喚起や、自社が捜査

を受ける数年前に別企業で調査が始まったことを受けて発した、自社には関係のないことだとは思いますが、調査が広がっているようなので、他社との接触には気を付けるように」という注意喚起が司法妨害の未遂だと指摘されたという。

「§1519については判例も少なく、解釈が定まっています。自動車部品カルテルの事例も起訴や判決の妥当性には疑問が残ります。とはいえ、平時の何気ない注意喚起ですら起訴の対象となることには注意が必要です」（吉田弁護士）

米国では共謀罪の適用にも注意が必要だ。複数人で証拠の隠滅行為を企てた場合には、結果的には証拠の破棄がなかったとしても、計画したことにより裁かれてしまう。先の例でも、注意喚起に対し、社員が「何も捨てなかった」という行為がディフェンスだとされ、その行為を企てたことが、共謀に当たると指摘されたという。

■民事訴訟のデイスカバリの非協力的な対応

民事訴訟におけるデイスカバリへの対応の不備や非協力的な態度はどう訴訟の行方に影響するのか。「陪審員への不利な推定の指示や、

相手方当事者の弁護士費用の負担を課され、また、証拠隠滅などの行為が明らかとなれば、法外な制裁金が課せられます。2015年に過度なデイスカバリの負担を緩和すべく「Proportionality」（比例制）を採用しましたが、やはり真摯に向き合うことが重要です」（吉田弁護士）
悪質な証拠隠滅行為が行われた場合には、刑事上の司法妨害事件として起訴されるケースもあるという。

■司法妨害・証拠隠滅リスク回避のために

では、こうした司法妨害や証拠隠滅のリスクを日本企業が回避するにはどのような対策を講じておくべきなのか。

「基本的なことですが、コンプライアンス意識の向上、特にマネジメント層の意識改革は必須です。同時に、自社のビジネスの拠点や業種、当局の規制など、自社をとりにく環境とリスクをしつかりと把握し、自社にとって最適な保存期間の設定を行い、その運用を平時から徹底することです。多くの端末がある中で管理を徹底するのは容易ではありませんが、有事の備えはやはり平時からの積み重ねなのです」（吉田弁護士）